

答申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年11月2日29田保福第24673号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、別表1の「開示妥当と判断した部分」は、開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、「措置入院者の定期病状報告書」、「措置入院者の症状消退届」、「精神保健福祉相談記録」、「精神保健福祉法に基づく事前調査票」、「措置入院患者措置解除調書」、「24条通報による対応経過」、「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」、「措置入院決定通知書（様式7号の2）」、「措置入院決定通知書（様式7号の4）」、「措置入院のための移送に関する移送記録票」、「措置入院のための移送に関する診察記録票」、「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察の実施について（通知）」、「措置入院者に対する診察指定医の意見（指定医記入前）」、「精神保健福祉法に基づく精神保健指定医による診察の実施について」、「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）」、「患者の情報提供について（事例紹介）」に記載された審査請求人の個人情報である。

(2) 本件個人情報の開示決定状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、別表2記載の「不開示とした情報」欄のそれぞれの情報について、条例第14条第1項第1号、4号又は5号に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年10月3日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

- イ 実施機関は、平成29年11月2日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ウ 審査請求人は、平成29年11月4日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- エ 実施機関は、平成29年12月19日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

実施機関と各機関との間で正当なやり取りがなされていたか疑問に思うため、本件決定の取消しを求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、別表2の「不開示とした理由」欄記載のとおりである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

当審議会において本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は、全て当審議会の過去の答申（別表2の「過去の答申」欄記載のとおり。以下「過去の答申」という。）において審査対象となっており、その性格及び内容は、過去の答申で判断したとおりの性格及び内容である（別表2の「本件個人情報の性格及び内容」欄記載のとおり）。

(2) 本件個人情報の条例第14条第1項第1号・第4号・第5号該当性について

当審議会において、本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は、全て過去の答申の審査請求に係る対象個人情報に含まれていることが確認できた。また、これら過去の答申に係る審査請求人は、本件審査請求における審査請求人と同一人物であることも確認した。さらに、実施機関が本件決定において不開示とした部分については、これら過去の答申における判断（別表2の「答申での判断」欄記載のとおり）を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

以上を勘案すると、本件個人情報のうち実施機関が不開示とした部分は、別表1の「開示妥当と判断した部分」に記載された部分を除き、いずれも過去の答申と同じ理由により、条例第14条第1項第1号・第4号・第5号に該当すると判断される。

また、「措置入院者の定期病状報告書」の「管理者名」欄に記載された管理者の氏名及び「本報告に係る診察年月日」欄に記載された情報、「措置入院者の症状消退届」の「管

理者名」の欄に記載された管理者の氏名、別表1の「精神保健福祉相談記録」の「開示妥当と判断した部分」、「措置入院のための移送に関する移送記録票」の「同行者の氏名」欄の1行目に記載された関係機関の部署名、「患者の情報提供について（事例紹介）」の「日付 相談者」の列「H28.4.14」の行に記載された個人に関する情報及び「日付 相談者」の列「H28.4.14」に係る「状況」の欄に記載された個人に関する情報については、過去の答申と同じ理由により、条例第14条第1項第1号・第5号に該当しないと判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。